

# 犯罪被害給付金制度に係る最高裁判決の要旨等

県民文化部人権・男女共同参画課

## 1 事実関係の概要

- 平成 28 年 12 月、上告人（男性）は、第三者の犯罪行為により死亡した男性について、犯給法\*第 5 条第 1 項の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するとして、遺族給付金の支給を申請したところ、平成 29 年 12 月に、愛知県公安委員会からこの者に該当しないなどとして遺族給付金を支給しない旨の裁定を受けた。

※「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」

- 犯罪被害者又はその遺族に対し、犯罪被害者等給付金を支給する旨を規定（第 3 条）
- 遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲につき、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」と規定（第 5 条第 1 項）

## 2 争点：「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に係る判断

	同性パートナーが該当するか	上告人と被害者と具体的関係
名古屋地裁	該当せず…①	判断せず
名古屋高裁	該当せず…②	判断せず
最高裁	<b>該当しうる</b>	<b>高裁に差し戻し</b>

- ① 令和 2 年 6 月、第 1 審名古屋地裁判決：同性間の共同生活関係は、婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されていない。→請求を棄却
- ② 令和 4 年 8 月、第 2 審名古屋高裁判決：事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者については、現行の法体系に照らして、異性間の関係のみを意味すると解すべきである。→控訴を棄却

## 3 最高裁判決の要旨

（犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件 令和 6 年 3 月 26 日 第三小法廷判決）

- 犯給法第 5 条第 1 項で、遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を掲げているのは、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからである。
- そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。
- 犯罪被害者と同性の者は、犯給法第 5 条第 1 項第 1 号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると解するのが相当である。

# 犯罪の被害に遭われた方・ご遺族の方へ

## 長野県犯罪被害者等見舞金 給付制度のご案内

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者のご遺族、  
又は重傷病を負われた被害者の方に対して、見舞金を給付します。

### 対象となる犯罪被害

- ◇日本国内において、令和4年4月1日以降に発生した故意の犯罪行為による死亡又は重傷病

### 対象となる方

- ◇犯罪の被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、長野県内に住所を有する犯罪被害者又はそのご遺族

### 見舞金の種類・給付対象者

#### ◇遺族見舞金 60万円

犯罪行為によって死亡した方の第1順位のご遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）に給付（注1）

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（注2）を含む）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた  
②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 上記2に該当しない  
⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

（注1）第1順位のご遺族が申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることができません。

（注2）事実婚関係の方、長野県パートナーシップ届出制度の対象となり得る方など

#### ◇重傷病見舞金 20万円

犯罪行為によって療養期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する（精神疾患の場合は療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができない）負傷又は疾病を負った犯罪被害者本人に給付

## 給付されない場合

- ◇犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実婚含む）があった場合
- ◇犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合又は当該被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があった場合
- ◇犯罪被害者又は第1順位遺族が暴力団員等である場合
- ◇その他の事情から判断して、給付することが社会通念上適切でないと思われる場合

## 申請書類

※詳しくは、窓口にお問い合わせいただいた際に、ご案内します。

- ◇長野県犯罪被害者等見舞金（遺族・重傷病）給付申請書
- ◇犯罪被害申告書
- ◇添付書類（死体検案書、住民票の写し、戸籍謄本 等）

## 申請期限

- ◇犯罪行為による被害を知った日から1年以内。  
ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。

## 給付決定の取消、見舞金の返還

- ◇給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、決定を受けた者が偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認めるときは、給付決定が取り消されます。
- ◇給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されているときは、返還しなければなりません。

**制度の利用については、まずは窓口にお問い合わせください。**

**長野県犯罪被害者等総合支援窓口**

（長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課）

**TEL 026-235-7106（平日9:00～17:00）**



# 長野県パートナーシップ届出制度

性的マイノリティの方が、大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度です。(令和5年8月1日施行)

## 制度の概要

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、制度の利用を希望する場合に、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出ます。
  - 県は、その届出を受領したことを証明する「届出受領証」等を交付します。
- ※戸籍や住民票の記載は、変更されません。

## 制度を利用することで…

お互いを  
大切なパートナーで  
あると証明する  
ものを持てる

生計を一にする子の  
氏名及び生年月日の  
記載も可能

(届出受領証イメージ)

長野県パートナーシップ届出受領証 携帯用カード	
長野県パートナーシップ届出制度実施要綱の規定に基づき、届出を受領しました。	
届出者【本人】 氏名	届出者【パートナー】 氏名
( 年 月 日生 )	( 年 月 日生 )
届出日 年 月 日	
交付番号 第 号	
年 月 日 長野県知事 印	

パートナーと  
ともに  
各種サービス  
受けられる  
場面が増える

### 行政サービス(例)

- 公営住宅への世帯としての入居の申込み
- 公立医療機関における面会、緊急治療への同意 …など

### 民間サービス(例)

- 携帯電話料金の家族割引の適用
- 住宅ローンの連帯債務、所得合算等の適用
- 生命保険等の受取人の指定 …など



長野県人権啓発キャラクター  
「こころちゃん」

性の多様性や違いを認め  
共に支え合う長野県へ



県ホームページ  
(制度ご案内)

# 性の多様性や違いを認め、共に支え合う長野県へ

## 性の多様性を知る

### 誰もが持っている性の要素

誰もが持っている性の要素のうち、性的指向と性自認について、その頭文字を取りSOGI(ソジ)と呼んでいます。

#### 生物学的な性(Sex)

外性器・内性器・性染色体等の性別/身体の性

#### 性的指向(Sexual Orientation)

好きになる相手の性別

#### 性自認(Gender Identity)

自分をどのような性別だと思うか

以下を加えて、SOGIE(ソジー)と呼ぶ場合もあります。

#### 性表現(Gender Expression)

言葉遣い、ふるまいなどから性別をどう表現しているか



### 性的マイノリティ(性的少数者)とは

性的指向が異性に限らない方、性自認が出生時に判定された性(生物学的な性)と一致しない方は、性的マイノリティと呼ばれています。

### LGBT(エルジービーティー)とは

LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字)は、性的マイノリティと同義の言葉として用いられます。近時は、性的マイノリティを総称するクィア(Queer)の頭文字を加えて、LGBTQなどと表記されることが多くなりました。

**性的指向による例**

- L esbian(レズビアン)**  
女性として女性が好きな人
- G ay(ゲイ)**  
男性として男性が好きな人
- B isexual(バイセクシュアル)**  
男女どちらにも性愛感情を抱く人

**性自認による例**

- T ransgender(トランスジェンダー)**  
生物学的な性と性自認が異なる人

Qは、性自認や性的指向が明確でない Questioning(クエスチョニング)の頭文字と説明されることもあります。



県ホームページ(性の多様性について)▶

## 県民の皆様へ

### 性の多様性を尊重して、日々の言動を見直してみてください。

各種調査によると、日本の人口の約9%の方々が性的マイノリティにあたる考えられており、これは、左利きや血液型がAB型の方々に近い割合だと言われています。

不必要な性別の確認、「男女分け」などを行っていませんか？



外見のみで性のあり方を決めつけていませんか？



本人の許可なく性的指向や性自認、戸籍上の性別等を口外することは、絶対に許されません。



性的指向や性自認を理由として、不利益に取り扱っていませんか？

6色のレインボーグッズを身に着けたり置いたりすることは、応援する気持ちの表明になります。



(注) 各種調査とは、電通ダイバーシティ・ラボの調査(2018、2020)、株式会社LGBT総合研究所の調査(2019)を指します。また、左利きや血液型がAB型の方々の人口については諸説あります。

## 性的マイノリティのカップルが直面する困りごと

性的マイノリティの方々には、例えば、次のような多くの困りごとがあります。どのような困りごとがあるかを知ることが大切です。

- ・パートナーとともに民間住宅の賃貸を申し込んだら、自分たちの関係を理解してもらえず、拒否された。
- ・親や兄弟にパートナーを紹介したら、絶縁されてしまった。
- ・パートナーが税の配偶者控除などを受けられない。
- ・パートナーが看病するための休暇が認められない。
- ・パートナーが死亡したときに相続の権利がない。
- ・パートナーの葬儀への参列を拒絶された。...など

生活 仕事 家族 社会



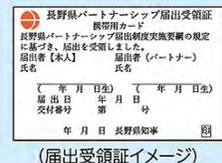
県の「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」では、当事者から聞き取った困りごとなどを紹介しています。県ホームページ(職員ガイドライン)▶



## 事業者の皆様へ

パートナーシップ関係を示す届出受領証等の提示を受けた場合、婚姻関係・事実婚関係にある方々と同様のサービスを提供することについて、ご理解とご協力をお願いします。

※届出受領証等の提示によって知り得た個人情報の取扱いには十分注意してください。  
※県内の市町村が交付した受領証についても同様のご対応をお願いします。  
(令和5年6月現在、長野市、松本市、駒ヶ根市が独自の制度に基づき受領証を交付しています。)



## 人権相談窓口はこちら

### 長野県人権啓発センターでご相談をお受けします。

同センターは、性の多様性を含む様々な人権に関する相談窓口です。

TEL : 026-274-3232 (対面での相談は行っていません。)

受付時間 8:30 ~ 17:00 (原則として月曜、年末年始等は休みです。)

- 性の多様性に関する相談は、内容によって専門の相談員にお取次ぎします。
- 本人からのご相談のほか、保護者や雇用主の方からのご相談もお受けしています。

左記を含む、性の多様性に関する相談窓口を県のホームページで、ご案内しています。



# 制度を利用される皆様へ 手続のご案内

## いつから？

令和5年8月1日から届出受領証等を交付します。7月10日から届出を受け付けます。

※県内の市町村が交付したパートナーシップ制度に係る受領証をお持ちの方も、県への届出が可能です。

## 対象者の要件は？

- 双方が成年(満18歳)に達していること
- 双方が結婚していないこと、また他の者とパートナーシップ関係にないこと
- 双方が民法により婚姻できない関係にないこと(双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている場合等を除く)
- 少なくとも一方が県内に住所を有すること又は県内への転入を予定していること

## 手続の流れ

### 1 事前調整



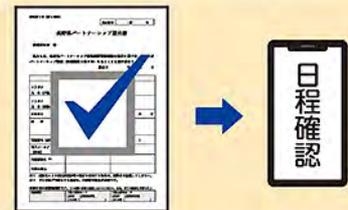
届出者は、電子申請又は電話(026-235-7102)により県へご連絡ください。届出書、必要書類、受付後の流れなどをご案内します。

### 2 届出書の記入・提出



届出者は、下記のホームページから届出書などの様式をダウンロードし、ご自身で記入の上、必要書類と共に郵送により県へご提出ください。(持参により提出することも可能)

### 3 書類確認



県は、書類を確認した後、本人確認を行う方法や日時を電話又は電子メールにより届出者へご連絡します。

### 4 本人確認



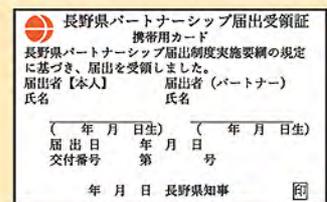
原則オンラインにより、本人確認を行います。(対面で実施することも可能)



### 5 届出受領証等の交付



(A4)



(カード型)

県は、要件を満たしていると認める場合、「届出受領証明書」及び「届出受領証携帯用カード」を届出者へ交付(郵送)します。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。



受付・お問合せ先

**長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課**

TEL:026-235-7102 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

(郵送の場合、郵便番号と担当課名を記載すれば、住所の記載は不要です。)

# 長野県パートナーシップ届出制度に対応する県の行政サービス等一覧

人権・男女共同参画課

## 1 届出受領証等の提示が必要な行政サービス

- 県営住宅への世帯としての入居申込み\*

(★長野市、松本市又は駒ヶ根市の宣誓制度の利用者は、既に利用可能であったもの。以下同じ。)

## 2 届出受領証等を行政サービス等の利用に係る証明手段とし得るもの

(他の手段で証明することも可能)

- 県立医療機関\* (県立病院・県立リハビリテーションセンター) における面会、緊急の治療への同意
- 県税に係る納税証明書の代理申請
- 犯罪被害者等の遺族見舞金の給付申請

### 【参考】

#### 1 パートナーとの生活において利用可能な主な行政サービス等

- 利用に際し「パートナーシップ関係」にあることを確認されることはないもの

該当する行政サービス	主な利用要件等
自動車税の身体障がい者等に対する減免	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等
ながの子育て家庭優待パスポート事業	対象となる子 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) と同居していること等
養育里親登録	養育者の補助者として養育に関わることができる成人の同居親族等であること等
DV相談	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けたこと
生活保護制度	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等
住居確保給付金事業	同一の世帯に居住し、生計を一にする者であること。収入や資産、求職活動等の支給要件を満たすこと等
特定不妊治療	生物学的に男女のカップルであること等の要件を満たせば利用可能な場合あり
心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を現に扶養している親族等であること等 (掛け金の支払いが必要)

- 利用に際して二人の氏名と関係 (「新婚夫婦」又は「結婚等を予定しているカップル」から選択) を申請するもの

該当する行政サービス	主な利用要件等
ながの結婚応援パスポート事業	1年以内に長野県パートナーシップ届出制度への届出を予定していること等

#### 2 職員の福利厚生等 (雇用主としての取組)

- 該当する職員の宿舍への入居\*、休暇、手当、互助給付等について対応